

債務整理・多重債務・過払い請求・クレサラ問題

多重債務で苦しむあなたに..

あなたは現在の借金を返す必要がないかもしれません。
そればかりか消費者金融等からお金を取り戻すことができるかもしれませ
ん。

過払金とは..

「過払金」とは、簡単に言えば、貸金業者に返すすぎたお金のことです。
法律上、返す必要のないお金を返したわけですから、貸金業者に対してその
返還を請求することができます。

例えば..

利息制限法で定められた金利で再計算すると、
継続取引が7年間以上あれば過払金が0~20万円くらい、
10年間を超えるとそれ以上の過払金が発生する可能性があります。
(10年以上でも過払いが発生しないケースもあります)
残債務がある場合でも、返済額が減額できます。
完済された方も10年内であれば請求できます。

当事務所があなたに代わって、その手続を行います。
お気軽にご相談ください

債務整理・過払金返還請求の無料電話相談

電話番号 **096-362-3160**

平日 20時まで

土日祝 17時まで

熊本県全域対応

認定司法書士の介入通知を受けると

- 貸金業者が債務者本人への取立てができなくなります
- 家族職場への連絡取立ても禁止されます

▶ 過払い請求の大きな流れ

■費用

当事務所での解決事例

[事例-1]

40代女性 借入れ期間約12年

依頼・平成19年12月

解決・平成20年4月

夫に先立たれ月々の支払が厳しくなり、少しでも楽になればと依頼。

サラ金5社に220万の借金があり、昼も夜も働いて手取り18万の中から月10万円
返済しているが、借り入れが全然減らない状況。

子供が3人いてどうして良いか解らない。

相談するのに大変な勇気がいったが思い切って相談してみた。

認定司法書士・行政書士



熊本で開業30年の実績

お客様の立場に立ち、
適正価格で、
早く・正確に、
誠意を持って親切に、
が当事務所のモットーです
プロフィール詳細

メールフォーム

✉ お問い合わせ

過払い請求、債務整理、任意整
理、業務内容に関する質問など何
でもどうぞ！

会社設立

株式会社設立 総額28.5万円

定款電子認証対応

紙による会社定款の認証の申請手
続きの際に必要なだった

印紙税4万円が節約できます
会社設立について

業務内容

不動産登記

売買・相続・贈与

抵当権設定抹消・遺言

商業登記

会社設立解散・定款変更

各種法人設立・役員変更

簡易裁判

訴訟書類作成・支払命令

少額訴訟・差押・競売申立

和解・仮差押・仮処分

A社	50万の借金	→	55万円の過払い
B社	110万の借金	→	70万円の過払い
C社	20万の借金	→	55万円の過払い
D社	25万の借金	→	34万円の過払い
E社	18万の借金	→	8万円の過払い
F社	0万の借金	→	16万円の過払い

結果報酬等を差し引いて170万ほどお渡しできました。
今までの苦勞は何だったのだろうと言っておられました。

事例-2

50代男性 サラ金3社から280万円の借金があり、生活費と利息の返済に追われここ数年は借金の減らない状態。

返済のめども立たず困っていたところ、当事務所のHPを見て相談(平成19年12月)

A社	100万の借金	→	80万円の過払い
B社	120万の借金	→	25万円の過払い
C社	60万の借金	→	25万円の過払い

上記のとおり確定し、借金がなくなり、さらに100万近くの過払い金が戻ってきました。(平成20年2月)

事例-3

50代女性自営業。当事務所のHPを見て相談。借入期間最長22年

D社	完済	→	240万円の過払い
E社	完済	→	160万円の過払い
F社	140万の借金	→	60万円に減額

F社のみに対してのご相談でしたが完済して取引の終わったD社E社も利息制限法で定められた金利で再計算すると過払いであることが判明。

不当利得返還請求を行い、借金がゼロになり300万円以上が返還された。

(司法書士代理権の範囲を超える部分は本人支援として関与)

完済したサラ金に対する過払い返還請求可能な場合もあります。

過払い、債務圧縮ができない場合でも破産等の法的手続ののっとり生活を立て直すことは可能です。

法テラス・各種行政窓口等への案内など、何かしらの解決のヒントを得られるはずです。

相談無料ですのでお気軽にご連絡下さい。

債務整理の費用について

相談は面談、メール、電話すべて無料です。

基本報酬	1社 3万1500円
減額報酬	減額分の10.5%
過払報酬	取り戻し金の21%

携帯サイトQRコード



弊事務所について

個人情報保護に関して

リンク

日本司法支援センター

法テラス

※訴訟提起の場合は相手方一社あたり別途5万円

※分割払い可(着手金1万円から)

近年サラ金会社の解散・組織変更など業界再編が進んでおり手順が複雑化しています。

時効等の問題もあります。**お早めにご相談下さい。**

対応地域

熊本市 | 八代市 | 人吉市 | 荒尾市 | 水俣市 | 玉名市 | 山鹿市 | 菊池市 | 宇土市 | 上天草市 | 宇城市 | 阿蘇市 | 合志市 | 天草市 | 城南町 | 富合町 | 美里町 | 玉東町 | 南関町 | 長洲町 | 和水町 | 植木町 | 大津町 | 菊陽町 | 南小国町 | 小国町 | 産山村 | 高森町 | 西原村 | 南阿蘇村 | 御船町 | 嘉島町 | 益城町 | 甲佐町 | 山都町 | 氷川町 | 芦北町 | 津奈木町 | 錦町 | 多良木町 | 湯前町 | 水上村 | 相良村 | 五木村 | 山江村 | 球磨村 | あさぎり町 | 苓北町 等

司法書士事務所の場所等

〒862-0975

熊本市新屋敷三丁目10番8号 コーワ新屋敷1階

村中総司法書士事務所

TEL:096-362-3160

FAX:096-372-8377

e-mail:office.muranaka@gmail.com

*熊本市立白川中学校正門道路挟んで向かい側

営業時間

月 - 金 (土日祝休)

08:30 ~ 17:30

(事前連絡があれば土日祝時間外も可能な限り対応します)

駐車場: moisteane(旧キッチンフランス)裏 13番14番

本職が不在の場合がありますので、

お越しの際にはあらかじめ電話・メールでご予約をお願い申し上げます。

